三　個人情報の保護に関する法律の遵守等

一及び二に定めるもののほか、職業紹介事業者等は、個人情報の保護に関する法律第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第一節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

第二　派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十七号）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　趣旨 この指針は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第二十四条の三並びに第三章第一節及び第二節の規定により派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。 また、労働者派遣法第二十四条の三の規定により派遣元事業主が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。 第四　法第五条の四に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い） 十　個人情報の保護 ㈠・㈡　（略） ㈢　個人情報の保護に関する法律の遵守等 ㈠及び㈡に定めるもののほか、派遣元事業主は、個人情報の保護に関する法律第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第一節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。	第一　趣旨 この指針は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第二十四条の三並びに第三章第一節及び第二節の規定により派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。 また、労働者派遣法第二十四条の三の規定により派遣元事業主が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき派遣元事業主が個人情報を適正に取り扱うために講ずべき措置に関する必要な事項についても定めたものである。 第四　法第五条の四に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い） 十　個人情報の保護 ㈠・㈡　（略） ㈢　個人情報の保護に関する法律の遵守等 ㈠及び㈡に定めるもののほか、派遣元事業主は、個人情報の保護に関する法律第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第一節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

第三　送出事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百五十六号）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　趣旨 この指針は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「建設労働法」という。）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第二十四条の三並びに第三章第一節及び第二節の規定により送出事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。 また、読替え後の労働者派遣法第二十四条の三の規定により送出事業主が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。 第二　送出事業主が講ずべき措置 十　個人情報の保護 ㈠・㈡　（略） ㈢　個人情報の保護に関する法律の遵守等	第一　趣旨 この指針は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「建設労働法」という。）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第二十四条の三並びに第三章第一節及び第二節の規定により送出事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。 また、読替え後の労働者派遣法第二十四条の三の規定により送出事業主が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき送出事業主が個人情報を適正に取り扱うために講ずべき措置に関する必要な事項についても定めたものである。 第二　送出事業主が講ずべき措置 十　個人情報の保護 ㈠・㈡　（略） ㈢　個人情報の保護に関する法律の遵守等